

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長 殿  
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長 殿  
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿  
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課  
営繕積算企画調整室長  
( 公 印 省 略 )

新しい公共工事設計労務単価が決定された場合における  
単位施工単価のシフト単価の算定方法について

単位施工単価については、「公共建築工事標準単価積算基準等の改定について（通知）」（令和 7 年 12 月 10 日付け国営積第 2 号）により新たに規定され、シフト単価については「物価資料の掲載価格等によることを基本とする」とされているところであるが、新しい公共工事設計労務単価が決定された場合において、その適用時から、新労務単価が反映されたシフト単価が物価資料に掲載されるまでの間におけるシフト単価の算定方法について、次式のとおり取扱うこととしたので通知する。

[工事場所が物価資料の掲載都市の場合]

$$\begin{array}{l} \text{工事場所の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、新労務単価} \\ \text{を用いて算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

[工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合]

$$\begin{array}{l} \text{工事場所の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、新労務単価} \\ \text{を用いて算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所を包括する地域を代表する} \\ \text{都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所を包括する地域を代表する} \\ \text{都市のベース単価} \end{array}}$$